

健生発1115第5号  
令和5年11月15日

各  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)

### 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生管理に関しては、「旅館業における衛生等管理要領」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3)に基づき、実施していただいているところです。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)が令和5年12月13日に施行されることを踏まえ、「旅館業における衛生等管理要領」を別紙のとおり改正し、同日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、旅館業における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。